10. 橿原市移動等円滑化基本構想の実現に向けた推進体制

本構想で定められた基本理念、基本方針等を実現していくため、各事業者は本構想で定めた「実施すべき特定事業等」に基づき、特定事業計画等を作成し、バリアフリー滑化事業を実施していくこととなります。

また、基本理念や基本方針等に基づいたバリアフリー整備の進捗状況を確認していく ためには、継続的に協議・検討していく体制整備が必要となります。

したがって、本協議会終了後に、「(仮称) 橿原市移動等円滑化推進協議会」を発足させ、バリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。

- → 計画・設計段階から高齢者や障がい者、地域住民等との意見交換・協議・調整できる体制づくりと整備後の事後評価などの実施
- ◆ 今後の整備の進捗状況を踏まえ、事業者間の調整や、社会経済情勢などを考慮 に入れた基本構想の見直し など

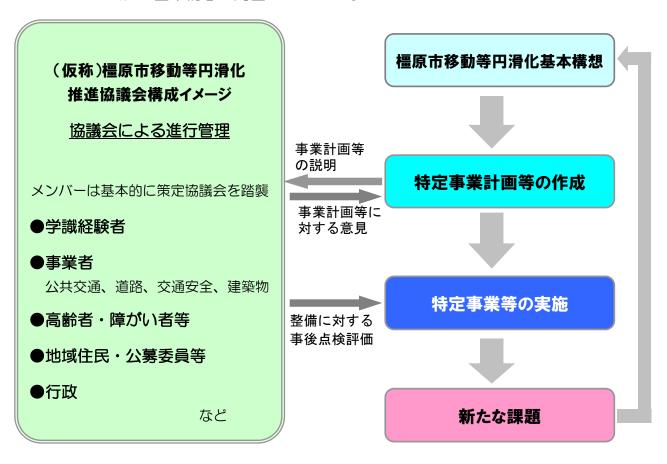


図 移動等円滑化推進体制イメージ